

令和6年1月15日判決言渡し

平成27年（行ウ）第17号 生活保護基準引下げ違憲処分取消等請求事件

平成28年（行ウ）第3号 生活保護基準引下げ違憲処分取消等請求事件

原告 原告1外29名

5 被告 鹿児島市、出水市、国

## 判 決 要 旨

### 第1 事案の概要

10 原告らは、厚生労働大臣が「生活保護法による保護の基準」（昭和38年厚生  
省告示第58号）を平成27年厚生労働省告示第174号によって改正したこ  
と（本件改正）が憲法25条、生活保護法3条、8条に違反し、違憲、違法で  
あると主張して、①被告鹿児島市及び被告出水市の福祉事務所長が本件改正に  
基づいて平成27年4月1日付けでした原告らに対する生活扶助の支給額を減  
15 ずる旨の保護変更決定の取消しを求めるとともに、②被告国に対し、国家賠償  
法1条1項に基づく損害賠償の支払を求めた。なお、本件改正は、生活扶助（衣  
食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの等を賄うための扶助）の支  
給基準を改定するものであり、同年4月1日以降適用された。

20 当裁判所は、①厚生労働大臣が本件改正をしたことは、生活保護法によって  
厚生労働大臣に認められた裁量権の範囲を逸脱又は濫用し、生活保護法3条、  
8条2項に違反し、違法であり、本件改正に基づく保護変更決定も違法である  
と判断して、原告らの請求のうち保護変更決定の取消しを求める部分を認容し、  
②保護変更決定が取り消されることによって原告らの損害が回復されると判断  
して、原告らの請求のうち損害賠償の支払を求める部分を棄却した。

### 25 第2 理由の要旨

#### 1 本件改正の概要

本件改正は、主に、平成25年1月18日付け「社会保障審議会生活保護基準部会報告書」を踏まえて生活扶助を受給する世帯間の生活扶助額(世帯構成、世帯員の年齢、居住地等によって異なる。)の格差を是正する(ゆがみ調整)とともに、物価下落を踏まえて生活扶助基準額全体の水準を切り下げる(デフレ調整)ものである。ただし、これらの調整は、平成25年8月1日、平成26年4月1日及び平成27年4月1日(本件改正)の3回に分けて段階的に実施された。

デフレ調整は、厚生労働大臣が総務省の公表する消費者物価指数を基礎として算定した生活扶助によって賄われる財、サービスに係る物価指数(生活扶助相当CPI)の平成20年から平成23年までの変化率(-4.78%)にあわせて生活扶助基準額を切り下げるものである。なお、総務省の公表する消費者物価指数の平成20年から平成23年までの変化率は-2.35%であった。

## 2 本件改正の違法性の有無

### (1) ゆがみ調整について

ゆがみ調整及びその前提となった上記報告書は、統計等の客観的な数値等との合理的な関連性や専門的知見との整合性を欠いているとはいえない。

### (2) デフレ調整について

物価動向を勘案して生活扶助基準を改定すること自体は不合理であるとはいえないが、デフレ調整をした厚生労働大臣の判断には、以下のとおり、統計等の客観的な数値等との合理的な関連性を欠く点がある。

まず、消費者物価指数が平成20年に前年比1.4%上昇しており、この上昇を踏まえた生活扶助基準の引上げは行われていないが、厚生労働大臣は、同年の生活扶助基準が妥当な水準にあったことを前提とした上で、同年以降の物価動向を勘案して生活扶助の引下げをした。しかしながら、同年の生活扶助基準が妥当な水準にあったとの判断がいかなる専門技術的な考察によるものであるかは明らかではなく、同年を物価動向勘案の始期とした厚生労働

大臣の判断は、統計等の客観的な数値等との合理的な関連性を欠く。

また、生活扶助相当CPIが前提とする消費構造は、例えばテレビ、パソコン等への支出割合が高いなど、社会保障生計調査によって認められる生活保護受給世帯の消費構造と異なっており、生活扶助相当CPIの変化率にあわせて生活扶助基準を改定した厚生労働大臣の判断は、統計等の客観的な数値等との合理的な関連性を欠く。

(3) ゆがみ調整とデフレ調整を併せてしたことについて

ゆがみ調整は、生活扶助を受給する世帯間の生活扶助額の格差是正を目的とするものではあるが、同時に、生活扶助基準額に引下げ方向の影響を与えるものでもあった（ゆがみ調整は、従来、生活扶助基準の基軸とされてきた夫婦子1人の標準世帯の生活扶助基準額を5.9%減額するものであった）。このことを踏まえて、厚生労働大臣は、ゆがみ調整に加えて物価動向を勘案した生活扶助基準の改定を行う必要があるのか、その必要があるとして、物価動向を示す指標をそのまま用いた改定をしてよいのかを検討すべきであった。しかしながら、厚生労働大臣がこのような検討を行ったとは認められない。

(4) 結論

上記(2)及び(3)によれば、厚生労働大臣が本件改正をしたことについては、判断の過程及び手続に過誤、欠落があり、裁量権の範囲の逸脱又は濫用があったと認められる。したがって、本件改正は、生活保護法3条、8条2項に違反し違法である。

以上